

## 個人情報の収集の制限に関する規定の例外について

### 1 条例改正（第3条第3項）について

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の一部改正を踏まえ、福岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正を行った。

[公布] 平成29年6月30日

[施行] 平成29年6月30日 ただし、個人情報の収集制限に係る規定（第3条第3項）の改正は平成30年1月1日。

#### ○ 改正内容

- ・ 個人情報の定義の見直し（顔認識データ、旅券番号、マイナンバー等「個人識別符号」の追加）
- ・ 事業者が取り扱う個人情報の保護の関する規定の一部削除（調査、勧告、公表等の削除）
- ・ 個人情報の収集制限に係る規定の見直し

個人情報の収集制限に係る規定（第3条第3項）を別紙のとおり見直し、収集を制限する個人情報（いわゆる機微情報）として、「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」、「社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目に、「犯罪により害を被った事実」、「病歴」、「心身の機能の障がいがあること」など7項目を追加した。

#### ○ 収集制限の例外について

- ・ 知事、教育委員会等の実施機関（※）は、次の場合には例外的に機微情報を収集することが認められている（この点は改正なし）。

- ① 法令（条例を含む。）に基づいて収集するとき
- ② 福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めたとき。  
(以上、条例第3条第3項ただし書)
- ③ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、個人情報を収集するとき。（条例第11条第1項）

- ・ ②の福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとは、具体的には、実施機関が機微情報の収集の可否を審議会に対し諮問し、審議会から答申を得ることである。
- ・ 改正条例の施行（平成30年1月1日）に向けて、今後、実施機関からの諮問が予定されていることから、審議会における円滑・効率的な審議に資するため、審議の進め方についてあらかじめ整理しておく必要がある。

#### ※実施機関（条例第2条第4号）

知事、議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人

## 2 機微情報の収集の状況について

平成29年6月、実施機関（議会、公安委員会、警察本部長を除く。）の全所属（107所属）に対し、機微情報の収集状況の調査を行った。結果は次のとおり。

機微情報の収集がある事務		461事務
	このうち法令根拠あるもの	272事務
	このうち法令根拠ないもの	189事務 ⇒収集するためには諮問・答申が必要

※数字は現在も精査中

## 3 審議の進め方

### （1）諮問・答申の形式

#### ア 「共通事務」と「単独事務」

- 「共通事務」とは、各実施機関における複数の所属で共通に行われている事務、または同一の所属で行われている複数の事務を類型化したものであり、機微情報を収集するために当該事務ごとに諮問・答申の手続きを行い、共通事務に該当すれば、個別の事務ごとに諮問することは不要である。
- これに対して、「単独事務」とは、「共通事務」に該当しない事務であり、機微情報を収集するためには、それぞれの事務ごとに諮問・答申の手続きが必要となる。
- 本県ではこれまでも、この2種類の区分で諮問・答申を行ってきた。  
※収集制限の例外に係る答申を得た事務の数（知事部局の場合）：共通事務7、単独事務7

#### イ 諮問・答申に当たっての分類

実施機関は諮問に当たり、「共通事務」・「単独事務」のいずれを求めるのか選択することとなるが、次のような分類が考えられ、審議会の答申もこれに対応するものと考えられる。

##### A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合 … 別紙1参照

例えば、県民等から相談等の中で相談者等が提供する個人情報については、現在、「思想、信条及び宗教」等4項目の収集が認められているが、条例改正により7項目を追加し、11項目全てについて収集を認めるよう諮問があることが想定される。

このような場合には、既存の答申における対象項目の追加を認めることで対応する。

##### B 新たな「共通事務」を設ける場合 … 別紙2参照

新たに収集制限がかかる7項目を収集する事務のうち、Aの措置では対応できず、新たな「共通事務」に係る諮問・答申が必要となるものがある。

##### C 新たな「単独事務」を設ける場合 … 別紙3参照

A及びBの措置によっても収集を根拠づけることができない場合には、新たな「単独事務」に係る諮問・答申が必要となる。

## （2）検討の視点

審議に当たっては、実施機関が諮問した事項の適否について検討することとなるが、次のような視点から検討することが必要である。

- ・機微情報を収集する必要性は合理的なものと認められるか。
- ・共通事務について、あまりに広範で一般的な類型のものはないか。
- ・逆に、具体的すぎて単独事務との区別が付かないものとなっていないか。
- ・過去の諮問、答申との整合性は図られているか。 など

## 4 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
9 月	実施機関からの諮問、審議
1 0 月	答申案の検討
1 0 月～1 1 月 (2 週間程度)	答申案についての県民からの意見聴取（パブリックコメント）
1 1 月 or 1 2 月	実施機関への答申
(H30) 1 月 1 日	改正条例（第 3 条第 3 項）の施行

福岡県個人情報保護条例（第3条第3項）新旧対照表

改正前	改正後
<p>3 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づいて収集するとき、及び福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 思想、信条及び宗教</p> <p>二 人種及び民族</p> <p>三 犯罪歴</p> <p>四 社会的差別の原因となる社会的身分 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>3 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づいて収集するとき、及び福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 思想、信条及び宗教</p> <p>二 人種及び民族</p> <p>三 社会的差別の原因となる社会的身分</p> <p>四 犯罪歴</p> <p>五 <u>犯罪により害を被った事実</u></p> <p>六 <u>病歴</u></p> <p>七 <u>次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（第四号又は前号に該当するものを除く。）</u></p>
<p>被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと</p>	<p>イ <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u></p>
<p>本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと</p>	<p>ロ <u>本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u></p>
<p>身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること</p>	<p>ハ <u>身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の規則で定める心身の機能の障がいがあること。</u></p>
<p>医師等により行われた健康診断その他の検査の結果</p>	<p>ニ <u>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ホにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ホにおいて「健康診断等」という。）の結果</u></p>
<p>医師等により心身の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと</p>	<p>ホ <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u></p>

## 収集を制限する個人情報（機微情報）

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	<p>県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることもある。</p> <p>⑤～⑪を追加</p>
2	作文・絵画募集等関係事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる思想・信条、宗教等に関する個人情報を収集する事務	①～⑪	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることが考えられる。</p> <p>⑤～⑪を追加</p>
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の思想・信条、犯罪歴に関する個人情報を収集する事務	①④⑨	<p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。</p> <p>また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものもある。</p> <p>⑨を追加</p>
4	非常勤職員任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者の思想・信条、犯罪歴に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	<p>相談業務等に携わる非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要があるが生じる。</p> <p>⑥を追加</p>
5	用地補償事務	土地、家屋等を取得する中で墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転費用や供養、祭礼費用の補償を適正に行うため、宗教に関する個人情報を収集する事務	①	<p>公共・公益事業において土地、家屋等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる時、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地、家屋等所有者の宗教を収集する必要がある生じる。</p>

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
6	来訪者受入事務	海外からの研修者、来客等の受入れを行う中で滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため宗教に関する個人情報を収集する事務	①②④⑥ ⑦⑨⑩⑪	<p>海外からの研修者や留学生及び来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣の違いがあるため、相手方の宗教を把握し、研修者や来客に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。</p> <p>また、円滑な受入のために身体の状態を把握する必要がある。</p> <p>②④⑥⑦⑨⑩⑪を追加</p>

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
7	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩ ⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
8	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員の健康管理及び疾病の予防等を行い、職員への指導や所属での適切な措置につなげるため、心身の状況等を収集する必要がある。
9	税の減免事務	税の減免を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑤⑨	税制上の配慮を加える要件の適用対象者であることを確認するため、病歴等を収集する必要がある。
10	旅行を伴う事業関係事務	旅行を伴う行事を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑤⑨⑩⑪	旅行を伴う行事への参加の可否の判断や円滑な事業遂行に当たり、身体の状態等を収集する必要がある。
11	難病等支援対策事業事務	難病等の支援対策を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	患者が適切な検査を受けられる機会を確保し、患者やその家族に対する相談支援を推進する。また、受給者証の交付や入院先、転院先を決定する際、病状等を収集する必要がある。
12	診療等関係事務	診療、疾病予防等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①③⑥⑨ ⑩⑪	診断及び治療等を行う中で、病歴等を収集する必要がある。また、患者等の生活病歴等を聴取することが必要な場合があるが、その中で相手方から宗教や犯罪歴等について述べられることもある。
13	生活保護事務	生活保護の決定等に当たって、個人情報を収集する事務	①③④⑥ ⑦⑧⑨⑩ ⑪	生活保護に係る事務の中で、犯罪歴や心身の状況等を確認する必要がある。また、生活保護受給者等の一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
14	就労支援関係事務	職業紹介等の就労支援を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	職業紹介等により就労促進を図り、対象者の状況を聴き取る中で、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
15	債権回収事務	資金貸付等に係る債権回収を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑦⑨⑩	資金の貸付の返還を行う中で、債務者又は連帯保証人の健康状態等を確認し、債権の回収の可否等について判断する必要がある。
16	協同組合・団体検査事務	協同組合等を検査するに当たって、個人情報を収集する事務	⑤⑥⑦	協同組合等への検査事務において、組合等が行う保険事業等が適正に行われているか確認するため、病歴等を収集する必要がある。

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
17	争訟、交渉関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。また、実施機関が公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集することがある。
18	補助金等関係事務	補助金等交付に当たって、個人情報を収集する事務	③⑥⑦⑨ ⑩⑪	補助金等の交付要件に該当するかの判断を行うために、病歴の有無など個人情報を収集する必要がある。
19	教育、指導関係事務	教育、指導、評価、訓練等の事務に当たって、対象となる者の個人情報を収集する事務	⑤⑥⑦⑧ ⑨⑩⑪	教育等の事務を行うに当たって、生徒等対象者の心身の状態に応じた適切な対応をとるために個人情報を収集する必要がある。指導等を行う中で、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
20	奨学金等関係事務	奨学給付金、奨学金等の事務に当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑦⑨⑩ ⑪	奨学給付金、各種奨学金又は授業料減免の要件に該当するかの判断を行うために、病歴の有無などを収集する必要がある。
21	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩	試験を実施するにあたり、受験者の障がいなど心身の状況に応じて適切な配慮を行う必要がある。

C 新たな「単独事務」を設ける場合

番号	事務の名称	収集する個人情報	個人情報を収集する必要性	実施機関 所管課室所名
22	まごころ駐車場利用証 発行事務	⑥⑨⑩	障がい等のある方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場を利用し、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度である。その利用証の発行に当たって、対象要件に該当するかを判断するため個人情報を収集する必要がある。	知事 (障がい福祉課)
23	庁舎の設備（貯水槽） 保全業務に係る事務	⑥⑩	以下、同様に記載する。	知事 (財産活用課)
24	職員駐車場使用承認事務	⑨⑩	・ ・	知事 (財産活用課)
25	(公財) 特定鉱害復旧 事業センターの認定 (「特定鉱害復旧事業 等に係る陳情及び応接 拒否の措置基準」)	⑦	・ ・ ・	知事 (広域地域振興課)
26	身体障害者・知的障害 者体育大会開催事務	⑨⑩	・ ・ ・	知事 (スポーツ振興課)
27	感染症流行予測調査	⑥⑩⑩	・ ・ ・	知事 (保健環境研究所)
28	乳幼児発達診査	⑥⑨⑩⑩	・ ・ ・	知事 (健康増進課)
29	先天代謝異常等検査事 業	⑥⑨⑩⑩	・ ・ ・	知事 (健康増進課)
30	精神保健職親制度に係 る事務	⑥⑨	・ ・ ・	知事 (健康増進課)
31	森永ヒ素ミルク中毒患 者台帳、名簿管理事務	⑨	・ ・ ・	知事 (生活衛生課)
32	療養費頻度調査	⑥	・ ・ ・	知事 (医療保険課)
33	心理判定業務 (18歳未満の知的障害 児への療育手帳交付)	⑨	・ ・ ・	知事 (障がい福祉課)

番号	事務の名称	収集する個人情報	個人情報を取り扱う必要性	実施機関 所管課室所名
34	療育手帳交付事務	⑨	・ ・ ・	知事 (障がい福祉課)
35	訓練生入校・修了状況 総計事務	⑨	・ ・ ・	知事 (職業能力開発課)
36	講師団講師あっせん事 業	①～⑩	・ ・ ・	知事 (人権・同和对策局 調整課)
37	信用保証協会役員任命 事務	④	・ ・ ・	知事 (中小企業振興課)
38	録音図書貸出業務 (図書館)	⑨	・ ・ ・	教育委員会 (社会教育課)
39	保健・健康カード(英 彦山青年の家、玄海の 家)	⑥⑨⑩	・ ・ ・	教育委員会 (社会教育課)